

農林水産物・食品の海外での 模倣品対策を支援します

～知的財産の保護・活用等を検討してみませんか？～

農林水産省では、海外において、日本の農林水産物・食品の模倣品・侵害品による被害を未然に防ぐことまたは被害対策を目的に、弁護士や弁理士等が個別相談を行い、助言や具体的な対策などを提案するコンサルティング事業を実施しています。

相談
無料

ご相談例

- ・店舗やオンラインショッピングサイトで、自社商品の偽物らしき商品を発見したが、対処方法が分からぬ
- ・自社商品が摸倣されないか心配で海外での模倣品対策に関心があるが、具体的に何から始めればよいか分からぬ
- ・海外で自分たちに関係のない第三者に商標等を登録されてその対応に困っている

【募集対象国・地域】

タイ、中国、香港、台湾、EU、米国、ベトナム、シンガポール、マレーシア、UAE 等

【相談対象者】

海外における模倣品対策を希望される方

※日本国内、海外にお住まいの方どちらからもご相談可能です。

【相談方法】

メール・電話・対面・Web会議

【募集時期】

2025年6月から募集開始

※予算に限りがあり、上限件数に達し次第募集を終了しますのでお早めにご相談ください

【相談窓口】

台湾 農林水産物・食品輸出支援プラットフォーム

E-mail : taiwan-pf-k1(at)tp.koryu.or.jp

(※送信の際は(at)を@に変えてください。)

※ご相談頂く際は、以下情報について、ご存知の範囲でご提供ください。

- ✓ お名前・貴社（貴団体名）・ご連絡先（メールアドレス、電話番号）
- ✓ 実際の模倣品・侵害品または模倣品・侵害品に対する予防対策を講じたい商品名、写真（スクリーンショット）等
- ✓ （実際に模倣品・侵害品がある場合）発見日時・場所（ウェブサイト上で発見した場合はそのサイトのURL等）

※当該事業は農林水産省の事業の一部であり、予算の執行状況等によりご希望に添えない可能性もございますので、予めご了承ください。